

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

- 1 本件措置請求のうち、令和3年度に係る政務活動費の返還を求める部分を棄却する。
- 2 その他の請求をいずれも却下する。

第2 請求人

第3 請求書の提出

令和5年2月17日

なお、請求人に対し、同月28日に補正を求め、同年3月2日に補正が行われた。

第4 請求の内容

1 請求の要旨

元県議会議員角倉邦良氏（以下「角倉氏」という。）が、県議会議員在籍中である平成29年度から令和3年度までに群馬県に対し請求している政務活動費について、次に掲げるとおり、本来案分で請求すべきところ、全額請求している。

(1) 令和3年度分

コピーパフォーマンス代が案分されていない。118,432円余分に政務活動費として計上している
と考える。

(2) 令和2年度分

コピー機リース代及びコピーパフォーマンス代が案分されていない。191,698円余分に政務活動
費として計上していると考え。

(3) 令和元年度分

コピー機リース代、印刷機リース代、コピーパフォーマンス代及び紙代が案分されていない。
296,329円余分に政務活動費として計上していると考え。

(4) 平成30年度分

コピー機リース代及びコピーパフォーマンス代が案分されていない。134,643円余分に政務活動
費として計上していると考え。

(5) 平成29年度分

コピー機リース代及びコピーパフォーマンス代が案分されていない。97,767円余分に政務活動費
として計上していると考え。

群馬県議会の政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）には、「一般に議員の活動において
は、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合がある。この様な場合は、
合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則として1/2を上限と
する割合で適切に案分するものとする」との記述がある。

角倉氏の後援会「かどくら邦良連合後援会」及び「立憲民主党群馬県第4区総支部」の連絡先の電話番号
は同一であり、角倉氏の県議会議員事務所と後援会事務所・政党事務所が兼務されていることが分かる。

角倉氏の支出は、「政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合」であるに
もかわらず、全額請求されており、不当な請求であると考え。

以上の不当な請求により、角倉氏が所属していた党派「リベラル群馬」に対し、群馬県から過大な政務活
動費が支出され、群馬県に損害が発生したと考える。

監査委員は、群馬県知事に対し、リベラル群馬に過大に支出された政務活動費について、返還の措置を行うよう求めるべきである。

2 事実証明書（請求人から提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載した。）

- (1) 事実証明書1 令和3年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピーパフォーマンス代等）
- (2) 事実証明書2 令和3年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機リース代等）
- (3) 事実証明書3 令和2年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機リース代）
- (4) 事実証明書4 令和2年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機パフォーマンス代等）
- (5) 事実証明書5 令和元年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機リース代等）
- (6) 事実証明書6 令和元年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機パフォーマンス代等）
- (7) 事実証明書7 令和元年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（事務所紙代）
- (8) 事実証明書8 平成30年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（コピー機リース代）
- (9) 事実証明書9 平成30年度リベラル群馬政務活動費実績報告及び領収証（印刷機修理、備品等）
- (10) 事実証明書10 平成29年度リベラル群馬政務活動費領収証等（コピー機リース代）
- (11) 事実証明書11 平成29年度リベラル群馬政務活動費領収証等（コピー機保守代等）
- (12) 事実証明書12 マニュアル（抜粋）
- (13) 事実証明書13 収支報告書（かどくら邦良連合後援会、立憲民主党群馬県第4区総支部）
- (14) 事実証明書14 上毛新聞社ニュースサイト記事
- (15) 事実証明書15 角倉氏県議会議員事務所に係る封筒等
- (16) 事実証明書16 マニュアル（抜粋）

3 本件措置請求のうち、平成29年度から令和2年度分までの政務活動費に係る請求が、財務会計上の行為であった日又は終わった日から1年を経過した正当な理由（要旨）

- (1) 令和4年12月末、政務活動費に係る記事が新聞に掲載された。私は、この記事が掲載されるまで、政務活動費が群馬県議会のホームページ上に公開されていることに気付かなかったが、この記事为契机に、閲覧し、内容の確認を行った結果、不当な支出と思われるものを見つけた。
- (2) 群馬県議会は、政務活動費を過去5年度分ホームページで閲覧できるよう条例で制定している。これは、県民に対して情報を公開し、不当な支出については、是正できるようにするためと考える。そのような趣旨に基づくと平成29年度から令和2年度分までについて、住民監査請求の対象になるものとする。また、対象外となると、公開の趣旨を没却することになり、条例の制度趣旨が無意味なものになると考える。
- (3) 角倉氏は、令和3年度にコピー機リース代及び印刷機リース代を1/2に案分して請求しているが、令和2年度以前のコピー機リース代及び印刷機リース代は、案分していない。これらの契約は、令和2年度以前から令和3年度まで継続した契約であり、同一の案分割合が適用されるべきであり矛盾している。このことは、角倉氏自身が、令和2年度以前の案分割合が不適当であることを自白したというべきであり、令和2年度以前に遡って請求すべきである。

第5 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、議会選出の監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第6 補正について

1 補正依頼

本件措置請求については、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和5年2月28日付けで補正依頼通知を送付し、同

年３月２日に補正書が提出された。

２ 補正書の内容

（１）誰に関する措置請求かについて

本件措置請求書の見出しには、群馬県知事（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨と記載されているのに対し、請求の対象となる執行機関又は職員については、群馬県議会会派「リベラル群馬」と記載されており、群馬県知事、委員会若しくは委員又は職員のいずれにも該当しない者が記載されていたため、今回の措置請求は、監査委員が、誰に対して必要な措置を勧告することを求めるものなのかを確認する必要がある。

（請求人の回答）請求人から群馬県知事に対して必要な措置を勧告することを求める旨の回答があった。

（２）住所について

請求人の住所が群馬県内であることを確認できなかったため、住民票の写しの提出を求める必要がある。

（請求人の回答）請求人から住民票の写し（群馬県内の住所が記載されたもの）が提出された。

３ 補正依頼期間の取扱いについて

監査委員が措置請求書に記載された不明部分を確認するために補正を求めることは、適正な監査の実施に当たり必要不可欠な手順であることから、請求人に対し補正依頼通知を送付した日の翌日（令和５年３月１日）から補正書が提出された日（同月２日）までの期間については、地自法第２４２条第６項に規定する監査を行う期間（６０日）の計算から除外した。

第７ 請求の受理

本件措置請求は、平成２９年度から令和２年度までに係る政務活動費の支出については措置請求書提出日時点で、地自法第２４２条第２項の規定による請求期間である当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過しているが、少なくとも、令和３年度に係る政務活動費の支出については１年以内であるため、地自法第２４２条第１項に規定する要件を具備しているものと認め、令和５年３月７日に受理を決定した。

第８ 監査の実施

１ 監査対象事項

群馬県議会会派に対する政務活動費の支出について

２ 監査対象機関

議会事務局総務課（以下「（議）総務課」という。）

３ 請求人の陳述及び証拠提出

令和５年３月２０日、地自法第２４２条第７項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書１５及び事実証明書１６が追加提出された。

４ 監査の実施

令和５年３月２７日、（議）総務課に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに伴い、同月１７日及び同年４月４日、監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第９ 監査の結果

１ （議）総務課の主張及び説明

（１）政務活動費の趣旨について

普通地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付されるものである（地自法第１００条第１４項）。

（２）政務活動費のうち事務費が支出される場合の対象について

政務活動のため必要な事務に要する経費である（群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成１３年群馬

県条例第31号。以下「条例」という。)第8条及び別表)。

(3) 政務活動費の適正な支出のための運用について

群馬県議会として、政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、具体的な運用をマニュアルとして取りまとめ、会派間及び議員間において統一的な運用を図っており、会派の代表者の下、マニュアルに基づいた運用が行われている。

(4) 政務活動費(事務費)の案分の基準及び根拠について

当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に案分した額について充当できる。

その根拠は、マニュアルである。

(5) 政務活動費(事務費)の案分の確認方法について

収支報告が提出された際、議会事務局職員が、証拠書類を基に用途や案分割合が適切であるか確認を行っている。案分割合については、作成費を支出している県政報告誌に政党や選挙の記事がないか、事務所の賃借料と備品の案分割合に違いはないか等を確認している。

また、確認の結果、疑義があるものにメモを付けて返却し、会派に修正や再検討を依頼している。

(6) 角倉氏に係る政務活動費の案分について

(議)総務課による確認の記録が残っている令和元年度以降の状況を確認したところ、本件措置請求に係る支出については、毎年、案分の必要はないか会派に確認を行っている。

これに対し、各年とも案分の必要はないとして再提出を受けている。ただし、再提出時に当該支出についての具体的な説明は受けていない。

なお、角倉氏に確認したところ、印刷関係費用には、当時、政務活動費として計上したもののほか、本来は、計上可能であるが、計上しなかった用紙代等の費用があり、それらを含めた全体で考えて、政務活動費に計上する費用が1/2以下の案分割合となるように充当しているとのことである。

(7) 請求人の主張に対する反論等について

ア 県議会議員在籍中である平成29年度から令和3年度までに群馬県に対し請求している事務費に係る政務活動費について、本来案分で請求すべきところ、全額請求しているとする主張について

(議)総務課では、少なくとも令和元年度交付分以降、毎年会派に対し、本件措置請求に係る支出について案分の要否を照会しており、会派に確認を行った上で証拠書類として提出を受けている。

角倉氏に案分の要否を確認したところ、上記(6)のとおり、実態として案分が行われているとのことなので、(議)総務課としては、全額請求とはいえないと考えている。なお、角倉氏からは、計上可能であった費用の証拠書類により、リベラル群馬を通じて収支報告書の訂正を行いたいとの申出を受けているところである。

イ 角倉氏の後援会「かどくら邦良連合後援会」及び「立憲民主党群馬県第4区総支部」の連絡先の電話番号は同一であり、角倉氏の県議会議員事務所と後援会事務所・政党事務所が兼務されていることが分かるとする主張について

角倉氏に確認したところ、県議会議員事務所と後援会事務所・政党事務所は兼務されているとのことである。

ウ 角倉氏の支出は、「政務活動とその他の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在する場合」であるにもかかわらず、全額請求されており、不当な請求であるとする主張について

角倉氏に案分の要否を確認したところ、上記アのとおり、実態として案分が行われているとのことなので、全額請求とはいえず、請求人の主張は当たらないと考えている。

エ 不当な請求により、角倉氏が所属していたリベラル群馬に対し、群馬県から過大な政務活動費が支出され、群馬県に損害が発生したとする主張について

上記ア及びウのとおり、リベラル群馬に対し群馬県から過大な政務活動費が支出されたとはいえないため、群馬県に損害は発生していない。

2 事実関係の認定

(1) 政務活動費の条例及び規程上の根拠等について

政務活動費は、群馬県議会においては、条例において、議会の会派に対して1人当たり月額30万円を交付すると規定されている。

また、条例には、政務活動費の金額、会派による請求、会派への交付、使途、収支報告書の提出、閲覧等について規定され、群馬県政務活動費の交付に関する規程（平成13年群馬県議会訓令第1号。以下「規程」という。）には、条例の施行に必要な事項が規定されている。

なお、各会派間及び各議員間の統一的な運用基準として、平成22年3月にマニュアルが制定され、数回の改訂を経て、現在も運用基準として使用されている。

(2) 政務活動費の支出権限者について

政務活動費を群馬県議会の各会派の代表者に交付（支出）する権限については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第3条第1項及び群馬県事務委任規則（昭和43年群馬県規則第72号）第5条第1項の規定により、知事から議会事務局長に委任されている。

(3) 政務活動費（事務費）の使途

政務活動費のうち事務費の使途については、条例第8条及び別表の規定により、政務活動のために必要な事務に要する経費とされ、主な例として事務用品購入費、備品購入費、事務機器リース・保守料等が掲げられている。

(4) 政務活動費の交付決定及び概算払

政務活動費の交付決定は、条例第5条及び第6条の規定により、議長が会派結成届の提出のあった会派について、毎年度4月1日までに知事（上記(2)のとおり知事から委任を受けた議会事務局長。以下(4)及び(5)において同じ。）に通知し、知事は、通知に係る会派について、政務活動費の交付決定を行わなければならないとされている。

また、条例第7条第1項及び第2項の規定により、会派の代表者は、毎四半期の最初の月の10日までに当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求し、知事は請求があったときは、政務活動費を概算払により、交付することとされている。

(5) 政務活動費の収支報告書等の提出及び残余額の返還

会派の代表者は、条例第9条第1項及び第3項の規定により、政務活動費に係る収支報告書及び領収書の写し等の証拠書類（以下「収支報告書等」という。）を、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないとされており、議長は、規程第6条の規定により、収支報告書等を知事に送付することとされている。

また、条例第11条の規定により、政務活動費の交付を受けた会派は、交付を受けた政務活動費の総額から、政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないとされている。

(6) 政務活動費の閲覧及び公表

条例第12条第2項の規定により、何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができるとされており、規程第8条第1項の規定により、閲覧は、原則として、収支報告書等を提出すべき期間の末日

の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができるとされている。

なお、群馬県議会のホームページ（以下「議会ホームページ」という。）による公表も閲覧開始日と同日に行われており、平成29年度以降の政務活動費に係る収支報告書等は、議会ホームページにおいて公表されている。

(7) 政務活動費（事務費）の案分について

ア 政務活動費の案分

政務活動費の案分については、マニュアルにおいて、政務活動費を充当する基本原則として「一般に議員の活動においては、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合がある。このような場合は、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則として1/2を上限とする割合で適切に案分するものとする」と定められている。

イ 事務費の案分

事務費の案分については、マニュアルにおいて次のとおり定められている。

区分		事務・事務所運営の実態	政務活動費として支出できる額
事務費	事務所費	専ら政務活動の場合	経費の全額
		その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合 又は1／2を上限とする適切な額
		私的活動が混在する場合（自宅経費と分離できない場合）	経費のうち合理的に説明できる割合 又は1／4を上限とする適切な額

※当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に案分した額について充当できる。

ウ 事務費の案分割合に係る留意事項

事務費の案分割合に係る留意事項として、マニュアルには、「案分による場合は、購入と維持管理及び修理に係る案分割合は原則として同一とする」と定められている。

(8) リベラル群馬に交付された政務活動費（平成29年度分から令和2年度分まで）について

平成29年度分から令和2年度分までの政務活動費に係る最終の概算払の日及び残余额の戻入の日は、次のとおりであった。

年度	最終の概算払の日	残余额の戻入の日
平成29年度分	平成30年1月15日	平成30年5月30日
平成30年度分	平成31年1月15日	令和元年5月30日
令和元年度分	令和2年1月15日	令和2年5月26日
令和2年度分	令和3年1月15日	令和3年5月27日

(9) リベラル群馬に交付された政務活動費（令和3年度分）について

令和3年度分の政務活動費として交付された金額は、21,242,590円であり、令和4年5月24日に残余额の戻入が行われた。

(10) 角倉氏の県議会議員事務所の兼務状況

角倉氏の県議会議員事務所は、「かどくら邦良連合後援会」及び「立憲民主党群馬県第4区総支部」と兼務しており、上記(7)ア及びイにおける政務活動とその他の議員活動が混在する場合に該当するものであった。

(11) 角倉氏に係る政務活動費（事務費）（令和3年度分）について

令和３年度分の角倉氏に係る政務活動費のうち、事務費の政務活動費の内容等は、実績報告及び添付された領収証によると次のとおりであった。

活動内容（支出内容）	支出年月日	領収証の金額	政務活動費充当額	案分
コピー機リース代	令和３年４月２７日 ～８月２７日	６３，７２０円	３１，８６０円	１／２
印刷機リース代	令和３年４月２７日 ～８月２７日	５３，４６０円	２６，７３０円	１／２
コピー機パフォーマンス代	令和３年５月２１日	４７，４９２円	４７，４９２円	１０／１０
コピー機パフォーマンス代	令和３年８月５日	３７，５１７円	３７，５１７円	１０／１０
コピー機パフォーマンスチャージ代	令和３年９月２１日	１５１，８５６円	１５１，８５６円	１０／１０

(12) 角倉氏の県議会議員事務所の令和３年度における印刷関係費用

令和３年度における印刷関係費用には、令和３年度に政務活動費として充当した上記(11)に掲げる印刷関係費用ほか、コピー用紙、カラー用紙及び印刷機インク代があり、その合計額は、２８８，７３２円であった。

第10 監査委員の判断

１ 平成２９年度から令和２年度までに係る政務活動費の支出について

地自法第２４２条第２項には、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、請求をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと定められている。

本件措置請求における平成２９年度から令和２年度までに係る政務活動費の支出は、それぞれ、当該年度内に最終の概算払が行われ、翌年度５月３１日までに残余额の戻入が行われているので、本件措置請求は、支出のあった日又は終わった日から１年を経過して行われていると認められる。

請求人は、１年を経過した「正当な理由」について、前記第４の３(1)から(3)までのとおり主張する。

「正当な理由」の有無の判断に当たり、最高裁は、「地自法第２４２条第２項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが、違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、１年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである」（最高裁平成１４年９月１２日第一小法廷判決）と判示している。

政務活動費の支出については、会派による政務活動費の請求、会派への交付、金額及び収支報告書等の提

出時期等が条例に定められることにより公表されている。また、収支報告書等の閲覧は、収支報告書等の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる旨が規程に定められており、現に、平成29年度以降の政務活動費に係る収支報告書等は、議会ホームページで公表され、何人でも閲覧できる状態となっている。

そうすると、政務活動費の支出は、当該支出が秘密裡にされた場合にも、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも該当しないことが明らかであり、このような積極的な公表を行っている限りにおいては、「正当な理由」があると認める余地はなく、請求人の主張はいずれも採用することができない。

以上によれば、本件措置請求における平成29年度から令和2年度までに係る政務活動費の支出は、請求期間の1年を経過しており、かつ、地自法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められないため、平成29年度から令和2年度までに係る政務活動費の返還を求める部分は、不適法であり、前記第1主文2のとおり、却下する。

2 令和3年度に係る政務活動費の支出について

本件措置請求のうち、令和3年度の政務活動費に係る部分の請求に理由があると認めるためには、令和3年度に係る政務活動費の支出が違法又は不当であり、かつ、県に損害が発生していることを要する（地自法第242条第1項、最高裁平成6年9月8日第一小法廷判決参照）。

政務活動費の案分について、裁判例は、「一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、地方自治体の執行機関において政務調査活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を客観的資料に基づいて立証した場合には当該割合で按分した額を政務調査費から支出することが許されるが、そのような立証がされない場合には、当該経費の1/2を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである」（仙台地裁平成26年11月27日判決参照）、「議員が行う活動には、政務調査活動のほか、政党活動・選挙活動・後援会活動等の政治活動や私的活動があり、これらが相当程度の割合で混在する活動があり得る。その場合の経費については、その経費を支出した行為の客観的な目的や性質に照らして、政務調査活動とその他の政治活動や私的活動が混在するとみられる場合は原則として1/2の割合で按分した限度で、政務活動との間に合理的関連性を有するものと事実上推認するのが相当である」（岡山地裁令和3年6月30日判決参照）と判示している。

また、マニュアルにおいては、「一般に議員の活動においては、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合がある。この様な場合は、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則として1/2を上限とする割合で適切に案分するものとする」と定められている。

これらの裁判例及びマニュアルに照らせば、角倉氏の県議会議員事務所は政務活動とその他の議員活動が混在する場合に該当するので、令和3年度分の角倉氏に係る政務活動費のうち、事務費に係るものに充当された額が角倉氏の県議会議員事務所における事務費の総額の1/2以下であれば、違法又は不当な支出ではなく、かつ、県に損害は発生していないとみるのが相当である。

これを本件についてみるに、前記第9の2(11)のとおり、令和3年度分の角倉氏に係る政務活動費のうち、事務費の政務活動費へ充当された額は、295,455円であり、実績報告書に添付された領収証の合計額354,045円の1/2を超えている。

本件措置請求を受けて、（議）総務課が角倉氏に確認したところ、印刷関係費用には、当時、政務活動費として計上したもののほか、コピー用紙、カラー用紙及び印刷機インク代があったことが支払証明書及び請求書

等の提出により判明し、その合計額は、288,732円であった。

これらの経費の証拠書類は、令和3年度の政務活動費に係る実績報告に添付されてはいなかったものの、経費の内容は、いずれも条例第8条及び別表に規定する事務用品購入費に該当すると認められる。

そうすると、上記実績報告に添付された領収証の合計額に、コピー用紙、カラー用紙及び印刷機インク代を加えた額は、642,777円であり、令和3年度分の角倉氏に係る政務活動費のうち、事務費の政務活動費へ充当された額の295,455円は、この金額の1/2以下であると認められ、違法又は不当な支出とはいえず、また、県に損害が発生しているとはいえない。

以上によれば、本件措置請求のうち、令和3年度の政務活動費に係る部分は、理由がなく、前記第1主文1のとおり、棄却する。

以上